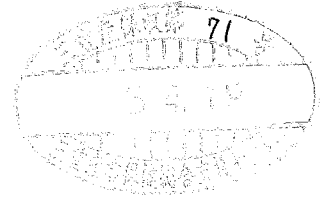


三労発基0417第9号
令和5年4月17日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年度から第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討が行われ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合を図り、別添通達により取り扱うこととなりました。

つきましては、当該検査の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本取扱いにつきまして、周知徹底等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。